

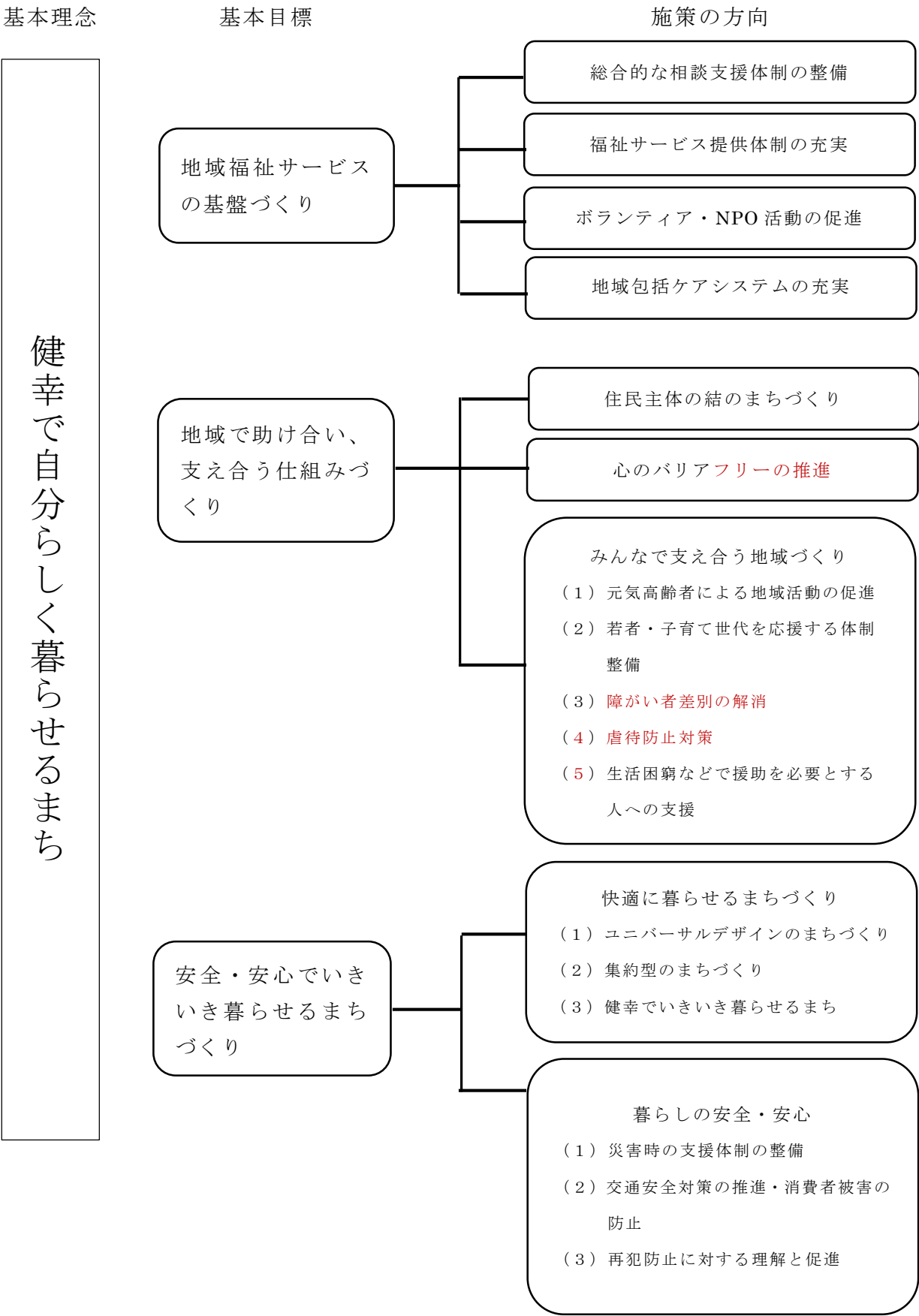
基本理念
健康で自分らしく暮らせるまち
（「健康」とは、健康で幸せな生活のことです）

第四次大野市地域福祉計画の体系

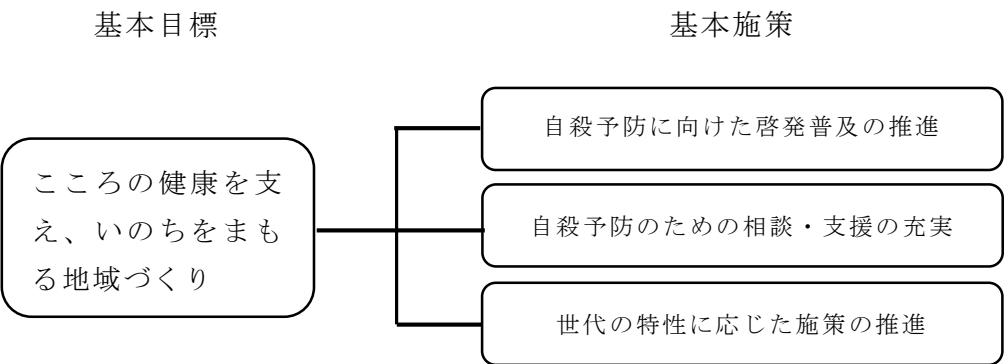
基本目標	基本施策
地域福祉サービスの基盤づくり	1 総合的な相談支援体制の充実 2 福祉サービス提供体制の充実 3 ボランティア・NPO活動の促進 4 地域包括ケアシステムの充実
福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	1 わかりやすい情報提供 2 苦情等への相談・対応の充実 3 福祉サービス利用者等の権利擁護
地域で助け合い、支え合う仕組みづくり	1 住民主体の結のまちづくり 2 心のバリアをなくす福祉教育の推進 3 みんなで支え合う地域づくり (1) 元気高齢者による地域活動の促進 (2) 若者・子育て世代を応援する体制の整備 (3) 障がい者差別の解消と虐待防止対策 (4) 生活困窮などで援助を必要とする人への支援
安全・安心でいきいき暮らせるまちづくり	1 快適に暮らせるまちづくり (1) ユニバーサルデザインのまちづくり (2) 集約型のまちづくり (3) 健康でいきいき暮らせるまち 2 暮らしの安全・安心 (1) 災害時の支援体制の整備 (2) 交通安全対策 (3) 消費者被害の防止対策 (4) 再犯防止の推進
こころの健康を支え、いのちをまもる地域づくり	1 自殺予防に向けた啓発普及の推進 2 自殺予防のための相談・支援の充実 3 世代の特性に応じた施策の推進

大野市自殺対策計画

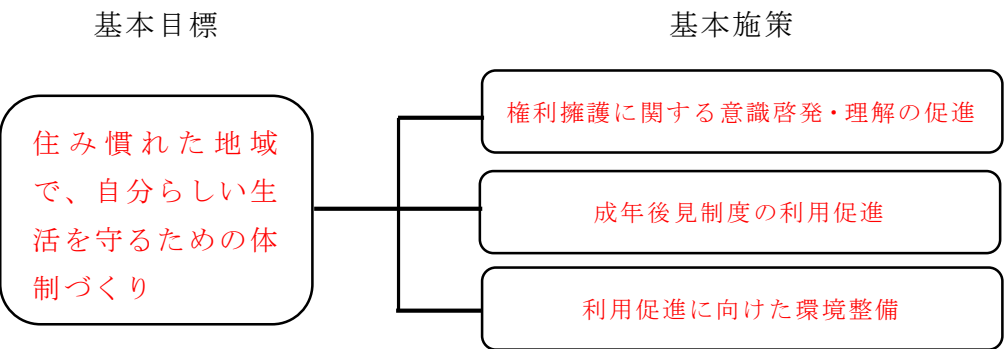
第五次大野市地域福祉計画の体系



大野市自殺対策計画



大野市成年後見制度利用促進計画



第五次大野市地域福祉計画 各論の素案

現 行 計 画		新計画素案	備 考
第 1 章 地域福祉サービスの基盤づくり 1 総合的な相談支援体制の充実 ＜現状と課題＞ 本市では、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮といった各分野の福祉施策の充実を図っています。 少子化・高齢化の進展、単身世帯の増加や家族のあり方の変化、地域のつながりの希薄化などが進み、福祉課題が一層複雑化、多様化、深刻化するなか、複合的な課題に対し既存の仕組みでは解決できない問題が生じています。 ひきこもりや「８０５０問題」など、複合的な生活課題を抱えた人を支援するためには、施策分野を超えて連携し、横断的かつ包括的に相談・支援を行う相談支援体制の充実が求められています。 保健・医療・福祉サービス拠点施設である結とぴあでは、高齢者全般の相談窓口である「地域包括支援センター」や、障がいのある人の日常生活や就労、サービスの利用に関することなど自立に向けた相談支援を行う「障害者相談支援センター」、妊娠期から出産、子育て期までを切れ目なく包括的に支援する「子育て世代包括支援センター」をはじめ、保健・医療・福祉の関係部署や大野市社会福祉協議会などを集約し、各部門が相互に情報共有と連携をしながら、専門性を生かしたきめ細かな相談支援体制の充実に努めています。 また、「自立相談支援センター ふらっと」では、さまざまな理由で経済的に困っている人や、ひきこもりなど生活上の悩みを抱えている人などの相談支援を行っています。 今後も結とぴあを中心に、関係機関や在宅介護支援センターをはじめとする相談支援事業所などとの情報共有や連携により、誰もが気軽に相談できる相談窓口や包括的な支援体制の充実を図っていくことが必要です。 また、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家族や身近に相談できる人がおらず、社会的孤立に陥っている人やひきこもりの状態になっている人など専門的な支援を必要としている人を必要な支援につなぐため、地域の相談役として大きな役割を担っている民生委員・児童委員や福祉委員、老人家庭相談員などの活動を活性化し、より一層の連携強化が重要です。 ＜展開する施策＞ ◆分野をまたがる包括的な相談窓口づくり ◆複雑化・複合化する地域生活課題に対応した包括的支援体制の充実 ◆地域で活動する各種相談員の活動の活性化と連携強化		基本目標 1 地域福祉サービスの基盤づくり 1 総合的な相談支援体制の充実 ＜現状と課題＞ 本市では、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮といった各分野の福祉施策の充実を図っています。 少子化・高齢化の進展、単身世帯の増加や家族のあり方の変化、地域のつながりの希薄化などが進み、福祉課題が一層複雑化、多様化、深刻化するなか、複合的な課題に対し既存の仕組みでは解決できない問題が生じています。 ひきこもりや「８０５０問題」など、複合的な生活課題を抱えた人を支援するためには、施策分野を超えて連携し、横断的かつ包括的に相談・支援を行う相談支援体制の充実が求められています。 アンケートにおいても、「地域を充実させるために、優先的に取り組んでいくべきだと思うこと」という問いに対して、「どんな相談でも対応できる窓口の設置」と回答した人が４０％と高くなっており、相談体制の充実が求められています。 保健・医療・福祉サービス拠点施設である結とぴあでは、高齢者全般の相談窓口である「地域包括支援センター」や、障がいのある人の日常生活や就労、サービスの利用に関することなど自立に向けた相談支援を行う「障害者相談支援センター」、妊娠期から子育て期にわたって、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに寄り添った支援を行うため、令和６年４月に設置した「こども家庭センター」をはじめ、保健・医療・福祉の関係部署や大野市社会福祉協議会などを集約し、各部門が相互に情報共有と連携をしながら、専門性を生かしたきめ細かな相談支援体制の充実に努めています。 また、「自立相談支援センター ふらっと」では、さまざまな理由で経済的に困っている人や、ひきこもりなど生活上の悩みを抱えている人などの相談支援を行っています。 福祉サービスを安心して適切に利用していくためには、福祉サービスに関するさまざまな苦情や不満、要望などの解決を図る仕組みづくりが重要で、行政や関係機関、サービス事業者が連携を密にし、引き続き適切な苦情相談に取り組んでいく必要があります。 今後も結とぴあを中心に、関係機関や在宅介護支援センターをはじめとする相談支援事業所などとの情報共有や連携により、誰もが気軽に相談できる相談窓口や包括的な支援体制の充実を図っていくことが必要です。 また、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家族や身近に相談できる人がおらず、社会的孤立に陥っている人やひきこもりの状態になっている人など専門的な支援を必要としている人を必要な支援につなぐため、地域の相談役として大きな役割を担っている民生委員・児童委員や福祉委員、老人家庭相談員などの活動を活性化し、より一層の連携強化が重要です。 ＜取り組み内容＞ ◆保健、医療、福祉、子育て各分野の連携の強化と情報共有を通して、課題の解決に努めます。	

		◆施策分野を超えて連携し、生活上の困難や悩みを抱えたときに適切な支援につなげられるよう、総合的、一体的な支援体制を強化します。 ◆民生委員・児童委員など地域の支援者の持続的な活動を支援します。 ◆苦情及び要望等の把握に努め、関係と連携し、解決に向けて取り組みます。	
--	--	--	--

現 行 計 画	新計画素案	備 考
第 1 章 地域福祉サービスの基盤づくり 2 福祉サービス提供体制の充実 <現状と課題> 福祉サービスの利用方法が「措置制度」から利用者がサービスを選択し契約する「契約制度」に変更され、また、サービスの提供主体が社会福祉法人だけでなく、N P O 法人や株式会社などに多様化しています。 福祉ニーズは、高齢化や障がいの重度化などに伴い増加してきており、福祉事業者は、福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを選択し利用できるよう、事業の適正な運営や必要なサービス量の確保、サービスの質の向上を図る必要があります。 本市においては、介護保険事業計画や障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、本市におけるサービス提供体制整備の目標やサービスの見込量、目標達成のための方策などを定め、多様化する福祉サービスの提供体制の整備を推進しています。 福祉サービスの提供体制の整備にあたっては、介護職の負担軽減を図るため、I T 化の推進やA I 機器の導入などを進めていく必要があります。 また、総合的な相談支援体制の充実に併せ、高齢者や障がいのある人をはじめ、発達障がいや要保護児童など特別な支援が必要な子どもとその保護者、生活困窮者など、支援を必要とする人が、そのニーズに応じた適切な支援やサービスを組み合わせたケアマネジメントにより、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、市民や支援機関、行政などの共同による包括的な支援体制の構築が求められています。 保健・医療・福祉などの専門機関や地域住民が連携し、地域住民活動やボランティアを含めた多様な主体によるサービスを組み合わせたケアマネジメントの充実を図るとともに、支援に関わる専門職の知識や支援技術の向上、相応の専門性を有した人材の育成・確保を図ることが重要です。 <展開する施策> ◆保健・医療・福祉の連携強化 ◆福祉人材の育成、確保 ◆専門職のスキル向上	基本目標 1 地域福祉サービスの基盤づくり 2 福祉サービス提供体制の充実 <現状と課題> 福祉ニーズは、高齢化や障がいの重度化などに伴い増加してきており、福祉事業者は、福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを選択し利用できるよう、事業の適正な運営や必要なサービス量の確保、サービスの質の向上を図る必要があります。 アンケートにおいても、「地域を充実させるために、優先的に取り組んでいくべきだと思うこと」という問いに対して、「必要な人に、必要な支援をつなげる仕組みづくり」と回答した人が4 7 %と、支援の仕組みの充実を求める割合が高くなっています。 本市においては、介護保険事業計画や障がい福祉計画、子ども・子育て若者計画の策定にあたり、本市におけるサービス提供体制整備の目標やサービスの見込量、目標達成のための方策などを定め、多様化する福祉サービスの提供体制の整備を推進しています。 また、総合的な相談支援体制の充実に併せ、高齢者や障がいのある人をはじめ、発達障がいや要保護児童など特別な支援が必要な子どもとその保護者、生活困窮者など、支援を必要とする人が、そのニーズに応じた適切な支援やサービスを組み合わせたケアマネジメントにより、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、市民や支援機関、行政などの共同による包括的な支援体制の構築が求められています。 保健・医療・福祉などの専門機関や地域住民が連携し、地域住民活動やボランティアを含めた多様な主体によるサービスを組み合わせたケアマネジメントの充実を図るとともに、支援に関わる専門職の知識や支援技術の向上、相応の専門性を有した人材の育成・確保を図ることが重要です。 必要な人に、必要な支援をつなげるためには、高齢者や障がいのある人など、一人一人の状態に配慮した、適切で分かりやすい情報提供に努める必要があります。分かりやすい広報紙やホームページの作成、各種相談員を通じた地域での情報提供など、効果的な広報の方法を検討していく必要があります。 <取り組み内容> ◆保健・医療・福祉の連携体制の構築に向けた課題の抽出と対応策の検討を行い、連携強化を図ります。 ◆県等が主催する研修に市職員や福祉事務所の職員が継続して参加し、福祉人材の育成と確保を図ります。 ◆専門員の継続的な研修参加を促し、スキル向上を図ります。 ◆広報誌やホームページ、各種相談員、S N S を利用したわかりやすい情報発信に努めます。	

現 行 計 画	新計画素案	備 考
第 1 章 地域福祉サービスの基盤づくり 3 ボランティア・NPO活動の促進 <現状と課題> 高齢者や障がいのある人などの支援が必要な人や子育て世代が、地域で安全に安心して生活を送るためには、公的なサービスの充実だけでなく、公的なサービスを補完する、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人などの活動が不可欠です。 大野市社会福祉協議会は、結とびあ内に「大野市ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの人材育成やボランティア活動の促進を図るとともに、市内のボランティアグループで構成する「大野市ボランティア活動ネットワーク」を設置し、ボランティア活動の活性化に取り組んでいます。 アンケート調査では、約 5 割の人が何らかのボランティア活動をしたことがあると回答しており、約 3 割の人が活動したことはないがボランティアに興味があると答えています。 ボランティア活動の輪を広げるため、ボランティア体験講座などボランティア活動へのきっかけづくりや広報・啓発活動の充実、ボランティア活動のコーディネート機能の強化などに取り組んでいくことが重要です。 一方で、ボランティア団体やNPO法人は活動を維持していくうえで「人材の高齢化」や「活動資金の確保」といった課題を抱えており、活動の活性化を図るため、団体が抱えている課題の解決に向け団体自ら主体的に取り組むとともに、市や社会福祉協議会による支援が必要となっています。 <展開する施策> ◆ボランティア人材の育成、ボランティア活動の支援 ◆ボランティア団体・NPO法人の活動支援 ◆社会福祉協議会の活性化	基本目標 1 地域福祉サービスの基盤づくり 3 ボランティア・NPO活動の促進 <現状と課題> 高齢者や障がいのある人などの支援が必要な人や子育て世代が、地域で安全に安心して生活を送るためには、公的なサービスの充実だけでなく、公的なサービスを補完する、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人などの活動が不可欠です。 大野市社会福祉協議会は、結とびあ内に「大野市ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの人材育成やボランティア活動の促進を図るとともに、市内のボランティアグループで構成する「大野市ボランティア活動ネットワーク」を設置し、ボランティア活動の活性化に取り組んでいます。 アンケート調査では、4 6 %の人が何らかのボランティア活動をしたことがあると回答しており、2 7 %の人が今後もボランティア活動に参加したいと答えています。 ボランティア活動の輪を広げるため、ボランティア体験講座などボランティア活動へのきっかけづくりや広報・啓発活動の充実、ボランティア活動のコーディネート機能の強化などに取り組んでいくことが重要です。 一方で、ボランティア団体やNPO法人は活動を維持していくうえで「人材の高齢化」や「活動資金の確保」といった課題を抱えており、活動の活性化を図るため、団体が抱えている課題の解決に向け団体自ら主体的に取り組むとともに、市や社会福祉協議会による支援が必要となっています。 <取り組み内容> ◆社会福祉協議会が実施するボランティア活動促進事業に支援を行い、人材の育成や活動しやすい環境を提供します。	

現 行 計 画	新計画素案	備 考
第 1 章 地域福祉サービスの基盤づくり 4 地域包括ケアシステムの充実 <現状と課題> 「２０２５年問題」や「２０４０年問題」を見据え、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り、その有する能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制づくりを進める必要があります。 国では、第６期以降の介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、令和７年度までの地域包括ケアシステム構築に向け、段階的に取り組みを進めています。 本市においても、在宅医療と在宅介護の連携や認知症対策の推進、介護サービスの基盤整備と質の向上などを図っていますが、引き続き、地域生活支援体制の整備を図り、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。 また、地域包括ケアシステムの構築により形成される地域ごとのネットワークは、子ども・子育て支援、障がい者や生活困窮者の支援などにおいても貴重な社会資源になると考えられることから、すべての地域住民を対象とした、総合的・包括的な地域ケアの仕組みとして捉えていくことが重要です。 <展開する施策> ◆在宅医療・介護の一体的な提供体制の充実 ◆介護予防策の充実、認知症対策の推進 ◆総合的・包括的な地域ケアの仕組みづくり	基本目標 1 地域福祉サービスの基盤づくり 4 地域包括ケアシステムの充実 <現状と課題> 「２０４０年問題」を見据え、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り、その有する能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制づくりを進める必要があります。 本市においても、在宅医療と在宅介護の連携や認知症対策の推進、介護サービスの基盤整備と質の向上などを図っていますが、引き続き、地域生活支援体制の整備を図り、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。 また、地域包括ケアシステムの構築により形成される地域ごとのネットワークは、子ども・子育て支援、障がい者や生活困窮者の支援などにおいても貴重な社会資源になると考えられることから、すべての地域住民を対象とした、総合的・包括的な地域ケアの仕組みとして捉えていくことが重要です。 <取り組み内容> ◆在宅医療と介護を切れ目なく一体的に提供するために、多様な職種の連携を推進します。 ◆健康づくりを意識した事業の充実や、認知症カフェの開催等による普及啓発と介護者支援を行います。 ◆住民主体の生活支援活動に対し補助を行うなど、あらゆる主体が一緒になって、総合的・包括的な地域ケアが提供される仕組みづくりを進めていきます。	

現 行 計 画	新計画素案	備 考
第 2 章 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり 1 わかりやすい情報提供 <現状と課題> これまで、高齢者、障がい者、子育てなどに関する情報は、市の広報誌やホームページ、パンフレット、L I N Eなどを活用して発信しています。 アンケート調査では、福祉サービスなどの情報の入手方法として、「市の広報紙」と回答した割合が6 1 %と最も高くなっていますが、年代別に見ると、6 0 歳以上では「新聞・チラシ・雑誌」2 8 %が、6 0 歳未満では「インターネット」2 8 %と回答した割合が、「市の広報紙」に次いで2 番目に高くなっています。 こうしたことから、今後も分かりやすい広報紙やホームページの作成に努めるとともに、効果的な広報の方法を検討していく必要があります。 特に、高齢者や障がいのある人など、一人一人の状態に配慮した、適切で分かりやすい情報提供に努める必要があります。 地域での見守り活動をはじめ、高齢者ふれあいサロンや町内会の会合や行事など、住民と直接交流することが多い民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員を通じた地域での声掛けによる情報提供や、広報啓発活動などを継続的に行っていくことが必要です。 また、ホームページやL I N EなどのS N Sを活用した情報提供のほか、新しい生活様式に対応したリモートでの相談や問い合わせへの対応などに取り組んでいくことが重要です。 <展開する施策> ◆情報提供、広報活動の充実 ◆個々の状況に配慮した福祉関係情報の発信 ◆新しい生活様式に対応した情報発信		

現 行 計 画		新計画素案	備 考
第2章 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり 2 苦情等への相談・対応の充実 <現状と課題> 福祉サービス利用者は、サービス提供者と対等の立場で契約しサービスの提供を受けており、福祉サービスを安心して適切に利用していくためには、福祉サービスに関するさまざまな苦情や不満、要望などの解決を図る仕組みづくりが重要です。 各サービス事業者では、苦情受付窓口の設置、苦情解決責任者の配置、苦情解決の仕組みの利用者への周知、第三者委員を設置した苦情解決に向けた取り組みを行っています。 今後も、行政や関係機関、サービス事業者が連携を密にし、引き続き適切な苦情対応に取り組んでいく必要があります。 また、介護保険サービスでは、利用者とサービス事業者の橋渡し役として、介護相談員の派遣を行い、事後的な問題解決と併せて、苦情の未然防止を図っています。 <展開する施策> ◆苦情相談機能の充実 ◆苦情相談担当者の育成 ◆行政や関係機関、事業者の連携強化			

現 行 計 画	新計画素案	備 考
第2章 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり 3 福祉サービス利用者等の権利擁護 <現状と課題> 高齢化の進行とともに、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者など支援が必要な人の増加に加え、介護者の高齢化や障がいのある人を支えている保護者の高齢化が進んでおり、判断能力が不十分な人に対する金銭や財産の管理、福祉サービスの利用援助など、地域で自立した生活を送るための支援が重要になっています。 大野市社会福祉協議会では、金銭管理をはじめとした生活全般の支援を行う日常生活自立支援事業を実施していますが、平成31年4月に生活あんしんセンター「結はあと」を設置し、成年後見制度の啓発や広報、相談業務、法人後見事業などを実施しています。 広域組織を中核機関に据えた、成年後見制度の普及と活用促進に向けた取り組みを進めていますが、今後も、認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な人の増加に伴い、成年後見制度の活用の増加が見込まれるため、成年後見制度の普及啓発や利用促進、成年後見制度利用のコーディネートなどの取り組みを進めていく必要があります。 また、介護保険サービスや障害福祉サービス利用者の低所得者に対する利用料負担軽減や、重度障がい者に対する医療費助成、母子家庭等医療費助成などの実施に加え、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用することができるよう、経済的な理由で福祉サービスが受けられない人に対する支援の充実と周知を図っていく必要があります。 <展開する施策> ◆日常生活自立支援事業の活用促進 ◆成年後見制度の普及と利用促進 ◆利用者負担の軽減制度の普及、充実		成年後見制度利用促進計画へ

現 行 計 画	新計画素案	備 考
第 3 章 地域で助け合い、支え合う仕組みづくり 1 住民主体の結のまちづくり <現状と課題> 本市では、人と人のつながりを大切にする昔ながらの「結の心」で互いに助け合い支え合う結のまちづくりに取り組んでいます。地域福祉を推進するためには、地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』の実現が重要となっています。 市民アンケートの結果では、29%の人が地域での活動に参加していないと回答しており、活動に参加しない理由として20%の人が「参加する機会がないから」と回答しています。 また、「住民相互の自主的な協力に必要なこと」として、約半数の人が、「町内会・集落が中心となって地域住民の交流活動を進めること」と回答しており、住民同士のつながりが希薄化しつつある一方で、地域住民の交流活動の重要性を認識していることがうかがえます。 隣近所などでの住民交流や地域活動の活性化は、支え合いのまちづくりに欠かせないものであり、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人が地域へ出向き、地域で受け入れることができる環境づくりが重要です。 地域コミュニティ活動の活性化に向けては、日常的なふれあいの場づくりを含めた、地域の課題を住民自らの手で解決していく支援策として「結の故郷づくり交付金事業」に、地域での交流促進や世代間の交流、地域コミュニティ活動の支援として「世代間結づくり事業」に取り組んでいます。 また、高齢者を支える仕組みとして、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ち、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、みんなで支え合う地域づくりを目指し、「生活支援体制整備事業」に取り組んでいます。 こうした地域の課題解決に向けた取り組みや事業の継続のためには、地域の人がつながり地域の力が結集する、住民の主体的参画による地域づくりを目指す必要があります。各地区の特性を生かした住民主体の組織と公民館が連携・協働して地域を運営できる仕組みづくりに取り組む必要があります。 また、民生委員・児童委員や福祉委員などは、地域の身近な支援者として重要な役割を担っており、地域課題や情報の共有化など各種相談員の連携強化や活動しやすい環境づくりなどに取り組むとともに、幅広い層の人に働きかけ、地域福祉の担い手を育成していく必要があります。 <展開する施策> ◆公民館を単位とする課題解決に向けた検討や、既存の地域を運営する組織の見直し ◆地域コミュニティ活動の活性化 ◆地域における見守り活動の推進 ◆地域福祉の担い手の育成、支援	基本目標 2 地域で助け合い、支え合う仕組みづくり 1 住民主体の結のまちづくり <現状と課題> 本市では、人と人のつながりを大切にする昔ながらの「結の心」で互いに助け合い支え合う結のまちづくりに取り組んでいます。地域福祉を推進するためには、地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』の実現が重要となっています。 市民アンケートの結果では、33%の人が地域での活動に参加していないと回答しており、活動に参加しない理由として43%の人が「仕事のため時間がない」と回答しています。 また、「地域とのつながりは必要だと思うか」の問いには、88%の人が、「とても必要」「どちらかといえば必要」と回答しており、住民同士のつながりが希薄化しつつある一方で、地域住民のつながりの重要性を認識していることがうかがえます。 隣近所などでの住民交流や地域活動の活性化は、支え合いのまちづくりに欠かせないものであり、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人が地域へ出向き、地域で受け入れることができる環境づくりが重要です。 地域コミュニティ活動の活性化に向けては、地域の課題を地域住民自らが解決できる住民自治力向上や各地域の個性や資源を活かした地域づくり、人や地域のつながりの強化などに取り組む地域や団体に対しての支援策として「結の故郷地域が輝く交付金事業」に取り組んでいます。 また、高齢者を支える仕組みとして、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ち、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、みんなで支え合う地域づくりを目指し、「生活支援体制整備事業」に取り組んでいます。 また、地域の身近な支援者として重要な役割を担う民生委員・児童委員や福祉委員などが、地域課題や情報の共有化など連携の強化や活動しやすい環境づくりなどに取り組むとともに、幅広い層の人に働きかけ、地域福祉の担い手を育成していく必要があります。 こうした地域の課題解決に向けた取り組みや事業の継続のためには、地域の人がつながり地域の力が結集する、住民の主体的参画による地域づくりを目指す必要があります。各地区の特性を生かした住民主体の組織が公民館を核として地域を運営できる仕組みづくりに取り組む必要があります。 <取り組み内容> ◆地域の将来像を見据える中で、地域で助け合い、支え合う仕組みづくりの検討や事業の実施を進めていきます。 ◆公民館を核として、住民主体の地域づくりを推進します。 ◆高齢者や子育て世帯、障がいのある人などを地域で見守る活動を支援します。 ◆それぞれの地域において困っている市民を関係機関へつなぐ役割を担う民生委員・児童委員や福祉委員等の担い手を育成していきます。	

現 行 計 画	新計画素案	備 考
第3章 地域で助け合い、支え合う仕組みづくり ② 心のバリアをなくす福祉教育の推進 <現状と課題> 「福祉」は、ある特別な人たちだけを対象としたものでなく、誰もが「福祉」に関わって生活しています。高齢者や障がいのある人が地域で共に暮らすためには、地域に暮らすすべての人が、障がいのある人などに対する偏見、差別、誤解や同情などの「心のバリア」を取り払い、お互いを理解し合うことが大切です。 教育委員会では、大野市教育理念「明倫の心を重んじ 育てよう 大野人」を掲げ、家庭、地域、学校が連携を図りながら、優しく、賢く、たくましい大野人を育成し、困っている人を自然に手助けすることができる心を育むため、計画的・継続的な福祉教育を推進しています。 大野市社会福祉協議会では、市内の全小中学校の要請に応じて福祉体験講座を実施するなど、児童・生徒の自発的な福祉活動が展開されるよう支援をしているほか、「福祉ふれあいまつり」や「社会福祉大会」などのイベントを開催し、福祉に対する理解を深める取り組みを進めています。 生涯学習の分野でも、人権啓発活動や、福祉をテーマとした研修会や講演会が行われているほか、大野市社会福祉協議会やその他社会福祉法人などにおいても、福祉に対する意識を浸透させるための講演会が行われています。 地域福祉を支えるのは「人」であり、地域福祉の担い手として、人が育つ環境を整えるため、福祉の体験や学習ができるさまざまな機会の提供や福祉サービスを利用している人との交流を促進し、地域における福祉文化のすそ野を広げ、支え合い・助け合いの意識を醸成することが重要です。 今後も、地域福祉を広く啓発するための学習機会の提供と周知に努める必要があります。 <展開する施策> ◆学校教育における福祉教育の推進 ◆生涯学習での啓発活動や学習活動の充実 ◆福祉イベントなどを通じた啓発活動	基本目標2 地域で助け合い、支え合う仕組みづくり ② 心のバリアフリーの推進 <現状と課題> 「心のバリアフリー」とは、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続けることで、誰もが安心して暮らせる社会を築くための取り組みです。 教育委員会では、大野市教育理念「明倫の心を重んじ 育てよう 大野人」を掲げ、家庭、地域、学校が連携を図りながら、優しく、賢く、たくましい大野人を育成し、困っている人を自然に手助けすることができる心を育むため、計画的・継続的な教育を推進しています。 大野市社会福祉協議会では、市内の全小中学校の要請に応じて福祉体験講座を実施するなど、児童・生徒の自発的な福祉活動が展開されるよう支援をしているほか、「福祉ふれあいまつり」などのイベントを開催し、福祉に対する理解を深める取り組みを進めています。 生涯学習の分野でも、人権啓発活動や、福祉をテーマとした研修会や講演会が行われているほか、大野市社会福祉協議会やその他社会福祉法人などにおいても、福祉に対する意識を浸透させるための講演会が行われています。 人が育つ環境を整えるため、福祉の体験や学習ができるさまざまな機会の提供や福祉サービスを利用している人との交流を促進し、地域における福祉のすそ野を広げ、助け合い・支え合いの意識を醸成することが重要です。 <取り組み内容> ◆体験教室や障がいのある人との交流を通じて、地域で支え合う福祉について「我が事」に変える意識づくりに努めます。 ◆福祉イベントなど、実際に体験することで福祉の理解が深められるような啓発活動を実施します。	

現 行 計 画	新計画素案	備 考
第3章 地域で助け合い、支え合う仕組みづくり ③ みんなで支え合う地域づくり (1) 元気高齢者による地域活動の促進 <現状と課題> 団塊の世代が後期高齢者となる令和7年頃には、医療や介護に対する負担が急増することが懸念されることから、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。 生活支援においては、地域福祉の担い手として活躍できる元気な高齢者づくりが求められており、高齢者が、「見守られる高齢者」から「見守る高齢者」となることが期待されます。 高齢者が生涯にわたって活躍できるよう、ふくい健康長寿祭やねんりんピックへの支援、高齢者ふれあいサロンや「フレイル予防」の実施など、スポーツやレクリエーション、趣味の活動を通じた高齢者の生きがい・健康づくりの促進や、高齢者による地域での支え合い活動への支援が重要です。 <展開する施策> ◆高齢者が活躍できる場の創出 ◆高齢者の地域活動への支援 ◆老人クラブ活動の活性化 (2) 若者・子育て世代を応援する体制の整備 <現状と課題> 若者や子育て世代が、地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、働きながら子育てができる環境や地域で子どもを見守る体制の充実、子育ての不安や悩みなどに対する相談支援体制の強化が必要となっています。 本市では、子育て世代が安心して子育てできる環境の整備と、すべての子どもが健やかに育ち、保護者が喜びを感じながら子育てができるまちを目指し、令和2年3月に「第2期大野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域全体で子育てを支援する地域づくりに取り組んでいます。 若い人たちが、大野に住んで、結婚して、子育てしたくなるよう、若者支援や子育て支援の充実に重点的に取り組むため、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期まで、主に子どもの成長過程に沿った、子育てしやすい地域づくり、職場環境づくりのための施策を、「大野ですくすく子育て応援パッケージ」としてまとめ、各種施策を進めています。 また、若い世代は地域づくりの担い手として大切な存在であり、若者が働き、定住できる環境の整備を図るとともに、若者が交流し、出会うことができる多様な機会を創出するなど、若者にとって魅力のある地域づくりが重要です。	基本目標2 地域で助け合い、支え合う仕組みづくり ③ みんなで支え合う地域づくり (1) 元気高齢者による地域活動の促進 <現状と課題> 平均寿命の延伸と少子化の進行による若年人口の減少により高齢化が進み、社会保障に対する負担が増加していることから、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。 生活支援においては、地域福祉の担い手として活躍できる元気な高齢者づくりが求められています。 高齢者が生涯にわたって活躍できるよう、ふくい健康長寿祭やねんりんピックへの支援、高齢者ふれあいサロンやフレイル予防の実施など、スポーツやレクリエーション、趣味の活動を通じた高齢者の生きがい・健康づくりの促進や、高齢者による地域での支え合い活動への支援が重要です。 <取り組み内容> ◆文化やスポーツの大会への参加支援を行い、健康で活力のある高齢者が活躍できるよう支援を求めます。 ◆高齢者の自主活動の充実を図るとともに、継続的に自主的な運営ができるよう支援を行います。 (2) 若者・子育て世代を応援する体制の整備 <現状と課題> 近年、出生数の減少や出生率の低下に伴い、急速に少子化が進行しています。核家族化や地域のつながりの希薄化などから、子どもや子育てを取り巻く環境が厳しくなっており、子育てに不安や孤立感をもつ保護者も少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。 これらの課題に対処し、子育て世代が子育てしやすい社会にしていくためにも、地域の実情に応じた多様な子育て支援など、新たな取り組みが必要となっています。 全てのこどもが明るく健やかに育つことができる「こどもイキイキ」なまち、若者が夢と希望を持って前向きに取り組むことができる「若者ワクワク」なまちを目指し、本市の「子育てキラリ」な取組を盛り込んだ「大野市こども・若者計画」を令和7年3月に策定しました。 また、若い人たちが、大野に住んで、結婚して、子育てしたくなるよう、若者支援や子育て支援の充実に重点的に取り組むため、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期まで、主に子どもの成長過程に沿った、子育てしやすい地域づくり、職場環境づくりのための施策を、「大野ですくすく子育て応援パッケージ」としてまとめ、各種施策を進めています。	

<展開する施策> ◆大野ですくすく子育て応援パッケージの推進 ◆地域ぐるみの子育て支援の推進 ◆若者の定住促進、交流機会の拡大 （３）障がい者差別の解消と虐待防止対策 <現状と課題> 障がいのある人が、教育や就労、交通機関や公共施設の利用など、あらゆる面で不自由さを感じることのない社会環境づくりを進めるため、国では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、行政機関や事業者に、「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めています。 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域生活支援や就労支援など自立した生活ができるよう支援するほか、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深め、「結の心」でともに助け合い支え合う共生社会の実現が重要です。 本市でも、平成３０年８月に「手話言語条例」を制定し、手話への理解の促進や手話の普及のほか、障がいの特性に応じた円滑な意思疎通が図られる環境の整備など、障がいや障がいのある人への理解を深める取り組みを進めています。 また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、障がい者虐待防止への取り組みを強化していますが、本市の障がいのある人への虐待は横ばいで推移しています。 虐待が発生している場合、虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障がいの特性から自分のされていることが虐待だと認識していないことがあることから、区長や民生委員・児童委員をはじめとする地域の人々による見守りや関係機関との連携により、虐待の早期発見や早期対応に努め、アフターケアまでの総合的な支援が重要です。 <展開する施策> ◆障がいや障がいのある人への理解の促進 ◆関係機関や住民が連携した虐待防止対策の強化	若い世代は地域づくりの担い手として大切な存在であり、若者が働き、定住できる環境の整備を図るとともに、若者が交流し、出会うことができる多様な機会を創出するなど、若者にとって魅力のある地域づくりが重要です。 <取り組み内容> ◆大野ですくすく子育て応援パッケージで取りまとめた若者支援や子育て支援に取り組みます。 ◆若者や女性をはじめ、より多くの人たちの参画による地域づくり活動を促進し、人づくりや地域間交流を促進していきます。 （３）障がい者差別の解消 <現状と課題> 障がいのある人が、教育や就労、交通機関や公共施設の利用など、あらゆる面で不自由さを感じることのない社会環境づくりを進めるため、国では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、行政機関や事業者に、「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めています。 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域生活支援や就労支援など自立した生活ができるよう支援するほか、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深め、「結の心」でともに助け合い支え合う共生社会の実現が重要です。 本市でも、平成３０年８月に「手話言語条例」を制定し、手話への理解の促進や手話の普及のほか、障がいの特性に応じた円滑な意思疎通が図られる環境の整備など、障がいや障がいのある人への理解を深める取り組みを進めています。 また、令和６年４月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正により、民間事業者の「合理的配慮」が義務化されており、障害のある人への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組を促進する必要があります。 <取り組み内容> ◆イベントや研修などを開催し、障がいや障がいのある人への理解を深めます。 （４）虐待防止対策 <現状と課題> 児童や高齢者、障がいのある人への虐待に対して、早期発見、早期対応を図るためには、相談支援体制の整備が重要です。
--	--

(4) 生活困窮などで援助を必要とする人への支援 <現状と課題> 本市においては、「大野市自立相談支援センター ふらっと」を開設し、経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人に対し、自立に関する相談、就労に向けた基礎能力養成や訓練、家計相談などの包括的な相談支援を行っています。 生活困窮に陥る理由はさまざまであり、これまでの高齢者や児童、障がい者といった分野ごとの枠組みを超え、複合化した生活課題の解決に向け、一人一人の状況に合わせた支援を行う必要があります。 また、ひきこもり状態にある生活困窮者も増えてきており、関係機関、関係団体との連携を密にし、住み慣れた地域で円滑な社会生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実を図ることが重要です。 <展開する施策> ◆自立相談支援センターの機能強化 ◆関係機関、関係団体との連携強化による支援体制の充実	児童虐待に対しては、要保護児童や要支援児童などの早期発見、適切な支援や保護を図るため要保護児童対策地域協議会を基盤として、こどもやその保護者に対する具体的な支援について検討しています。 高齢者と障がいのある人に対しては、医療機関、奥越健康福祉センター、警察署、区長等で構成する高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議を設置し、虐待の予防対策、早期発見、早期対応及び養護者に対する支援について協議しています。 虐待が発生している場合、虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自分のされていることが虐待だと認識していないことがあることから、区長や民生委員・児童委員をはじめとする地域の人々による見守りや関係機関との連携により、虐待の早期発見や早期対応に努め、アフターケアまでの総合的な支援が重要です。 <取り組み内容> ◆住民や関係機関と連携し、虐待防止と早期対応に努めます。 (5) 生活困窮などで援助を必要とする人への支援 <現状と課題> アンケート結果では、「今後の生活に不安はあるか」の質問に対し、「不安でたまらない」、「不安がある」と回答した人は57%と、生活に不安を持っている人が多いことが伺えます。 本市においては、「大野市自立相談支援センター ふらっと」を開設し、経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人に対し、自立に関する相談、就労に向けた基礎能力養成や訓練、家計相談などの包括的な相談支援を行っています。 生活困窮に陥る理由はさまざまであり、これまでの高齢者や児童、障がい者といった分野ごとの枠組みを超え、複合化した生活課題の解決に向け、一人一人の状況に合わせた支援を行う必要があります。 また、ひきこもり状態にある生活困窮者についても、関係機関、関係団体との連携を密にし、住み慣れた地域で円滑な社会生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実を図ることが重要です。 <取り組み内容> ◆相談しやすい体制づくりと就労支援により、生活保護に至る前の段階で生活困窮者の自立を支援します。 ◆生活保護制度を適正に実施し、最低限度の生活の保障と自立の助長を行います。	
--	---	--

現 行 計 画	新計画素案	備 考
第４章 安全・安心でいきいき暮らせるまちづくり １ 快適に暮らせるまちづくり (１) ユニバーサルデザインのまちづくり <現状と課題> 障がいのある人が、生活上のあらゆる場面で不自由さを感じることがない社会環境の整備を進めるため、本市においても、建築物や道路、公園などの整備にあたっては、歩道の段差解消や身体障がい者用駐車場の確保など、公共施設のユニバーサルデザイン化を推進しています。 高齢者や障がいのある人が快適で暮らしやすい生活環境を整備するためには、市民生活に密着した公共施設や民間施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、高齢者や障がいのある人への合理的配慮などについて市民の理解を深め、すべての人が利用しやすい、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進することが重要です。 <展開する施策> ◆施設や設備のユニバーサルデザイン化の推進 (２) 集約型のまちづくり <現状と課題> 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめとするすべての住民が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを進めるため、平成３０年３月に立地適正化計画を策定しました。 まちづくりと連携した利用しやすい公共交通ネットワークの整備とともに、高齢者や障がいのある人の心身の状態に合わせ、社会参加を可能にするための外出に必要な移動支援サービスの充実に努めることが必要です。 <展開する施策> ◆移動手段（アクセシビリティ）の確保、充実 (３) 健幸でいきいき暮らせるまち <現状と課題> アンケート結果では、「日常生活の問題や不安なこと」として、「老後の生活」（５４％）、や「自分の健康」（５１％）、「家族の健康」（４０％）と回答した人の割合が高くなっています。 また、「地域活動に参加しない理由」では、「仕事が忙しい」や「参加する機会がない」	基本目標３ 安心・安全でいきいき暮らせるまちづくり １ 快適に暮らせるまちづくり (１) ユニバーサルデザインのまちづくり <現状と課題> 障がいのある人が、生活上のあらゆる場面で不自由さを感じることがない社会環境の整備を進めるため、本市においても、建築物や道路、公園などの整備にあたっては、歩道の段差解消や身体障がい者用駐車場の確保など、公共施設のユニバーサルデザイン化を推進しています。 高齢者や障がいのある人が快適で暮らしやすい生活環境を整備するためには、市民生活に密着した公共施設や民間施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、高齢者や障がいのある人への合理的配慮などについて市民の理解を深め、すべての人が利用しやすい、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進することが重要です。 <取り組み内容> ◆すべての人が利用しやすい、ユニバーサルデザインに立ったまちづくりに努めています。 (２) 集約型のまちづくり <現状と課題> 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめとするすべての住民が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを進めるため、立地適正化計画を策定しています。 誰もが安心して住み続けられるまちづくりには、交通体系の維持や移動手段の確保も必要であります。利用しやすい公共交通ネットワークの整備とともに、高齢者や障がいのある人の心身の状態に合わせ、社会参加を可能にするための外出に必要な移動支援サービスの充実に努めることが必要です。 <取り組み内容> ◆高齢者や障がいのある人の社会参加のため、外出に必要なタクシー料金の助成や、リフト車による移動の支援を行います。 (３) 健幸でいきいき暮らせるまち <現状と課題> 高齢になっても心身ともに健康でいるために、一人ひとりが自らの健康は自らがつくるという意識を高め、主体性を持って継続的に健康づくりに努めることが重要です。 介護や支援が必要な状態に陥らないよう、健康診断や特定健診などの積極的な受診の勧奨や、日々の食事や運動習慣に対する意識の向上を図るとともに、健康教室やスポーツ教室な	

に次いで、「健康面に自信がないから」と回答した人が多く、60歳以上では、「健康面に自信がないから」と回答した人が最も多くなっています。 「ボランティア活動に参加するための条件」では、「自分が健康であること」と回答する人が一番多くなっています。 介護や支援が必要な状態に陥らないよう、健康診断や特定健診などの積極的な受診の勧奨や、日々の食事や運動習慣に対する意識の向上を図るとともに、健康教室やスポーツ教室など人々と交流しながら自分が楽しみ、心身ともに健康で活動できる場の提供などに取り組むことが重要です。 また、地域活動やボランティア活動への参加には、活動する本人が健康であることが大切です。 市民が元気で心豊かに、安心していきいきと暮らすことができるよう、自主的に健康づくりに取り組めるきっかけづくりや健康づくりの気運の醸成を推進する必要があります。 <展開する施策> ◆健康づくりの意識啓発・普及 ◆食育の推進 ◆誰もが気軽にできる生涯スポーツの普及	ど人々と交流しながら自分が楽しみ、心身ともに健康で活動できる場の提供などに取り組むことが大切です。 また、地域活動やボランティア活動への参加には、活動する本人が健康であることが大切です。 市民が元気で心豊かに、安心していきいきと暮らすことができるよう、自主的に健康づくりに取り組めるきっかけづくりや健康づくりの気運の醸成を推進する必要があります。 <取り組み内容> ◆ウォーキングなど、自主的に健康づくりに取り組める環境を整えます。 ◆各種スポーツ教室等を開催し、生涯スポーツの普及を推進します。	
---	--	--

現 行 計 画	新計画素案	備 考
第4章 安全・安心でいきいき暮らせるまちづくり 2 暮らしの安全・安心 （１）災害時の支援体制の整備 ＜現状と課題＞ 地域のコミュニティ機能が低下しつつあり、核家族化や高齢化の進行により、災害時における要配慮者の適切な避難誘導や安否確認等をいかにして行うかが重要な課題となっています。 そのため、本市では、災害対策基本法に基づき、福祉部局などが把握する障がいのある人や要介護者などの情報を基に避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者の避難支援や安否確認その他の措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織と連携して、避難行動要支援者に対する避難支援プランの作成を促進しています。 関係部局や関係機関が連携し、避難行動要支援者の把握を行い、自主防災組織や民生委員・児童委員の協力のもと、避難支援プランの作成を促進していくとともに、避難行動要支援者名簿や避難支援プランを活用した防災訓練の実施を促進し、平時からの見守り体制、災害発生時の速やかな安否確認と避難支援体制を整備する必要があります。 また、過去の災害を通じて、人と人との絆の大切さ、地域ぐるみによる日ごろからの備えの大切さについて学んでおり、災害時のボランティアの受け入れや派遣の体制づくりを整えています。 総合防災訓練においても、災害ボランティアセンターの設置と運営訓練を併せて実施し、災害を想定した体制の検証を行っています。 しかしながら、災害発生時には、高齢者や障がいのある人、妊婦や乳幼児など要配慮者が、通常の福祉サービスなどの提供を十分に受けることができないことも想定されるため、こうしたニーズに的確に対応できる避難所環境の整備や専門技術型ボランティアの育成が必要となっています。 ＜展開する施策＞ ◆避難支援プラン作成の啓発と推進 ◆避難行動要支援者名簿や避難支援プランを活用した避難支援訓練の実施 ◆要支援者のニーズに対応した避難所環境の整備 （２）交通安全対策 ＜現状と課題＞ 日常生活においては、交通事故による死者数と人身事故件数は減少傾向にあるものの、高齢者が当事者となる事故の割合は高くなっています。 高齢者の交通事故防止を最重点目標に、市や警察などの関係機関が連携して交通安全対策を強化し、市民一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、	基本目標3 安心・安全でいきいき暮らせるまちづくり 2 暮らしの安全・安心 （１）災害時の支援体制の整備 ＜現状と課題＞ 地域のコミュニティ機能が低下しつつあり、核家族化や高齢化の進行により、災害時における要配慮者の適切な避難誘導や安否確認等をいかにして行うかが重要な課題となっています。 本市では、平成28年3月に策定した「大野市避難行動要支援者の避難支援プラン作成計画」に基づき、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの作成を進めてきましたが、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、新しい「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されたことから、令和5年2月に改定を行い、避難行動要支援者の対象となる者の範囲や優先度を踏まえた避難支援プランの作成方針を設定するとともに、関係機関・団体などの役割を明確にしています。 関係部局や関係機関が連携し、避難行動要支援者の把握を行い、避難支援プランの作成を促進していくとともに、避難行動要支援者名簿や避難支援プランを活用した防災訓練の実施を促進し、平時からの見守り体制、災害発生時の速やかな安否確認と避難支援体制を整備する必要があります。 また、過去の災害を通じて、人と人との絆の大切さ、地域ぐるみによる日ごろからの備えの大切さについて学んでおり、災害時のボランティアの受け入れや派遣の体制づくりを整えています。 総合防災訓練においても、災害ボランティアセンターの設置と運営訓練を併せて実施し、災害を想定した体制の検証を行っています。 しかしながら、災害発生時には、高齢者や障がいのある人、妊婦や乳幼児など要配慮者が、通常の福祉サービスなどの提供を十分に受けることができないことも想定されるため、こうしたニーズに的確に対応できる避難所環境の整備や専門技術型ボランティアの育成が必要となっています。 ＜取り組み内容＞ ◆避難行動支援プランの作成を促進します。 ◆あらゆる機会において避難訓練の実施を周知し、自主防災組織による避難支援プランを活用した避難訓練の実施を促進します。 ◆要支援者のニーズに対応した避難所環境の整備を検討します。 （２）交通安全対策の推進・消費者被害の防止 ＜現状と課題＞ 市内の交通事故件数は減少傾向にありますが、障がいのある人や高齢者、児童などの交通弱者の安全に向けて、市や警察などの関係機関が連携して交通安全対策や各年齢層に合わせた交通安全教育を行い、市民一人一人の交通安全の意識の高揚を図るなど、総合的な交通安全対策が必要です。	

交通事故がない安全で安心なまちづくりを目指しています。 高齢者へは、ふれあいサロンなどさまざまな機会を通じた交通安全教育の実施や運転免許の自主返納の促進を、幼児・児童などへは、保護者と同時に学ぶ機会を提供し、家庭での交通安全教育を推進しているが、各年齢層に合わせた交通安全教育の更なる展開が必要となっています。 また、通学路の安全確保では、関係機関が連携して児童生徒の通学路や保育園などの園外活動箇所（散歩道）の危険個所の点検や対策などを講じています。 <展開する施策> ◆交通安全教育の推進 ◆高齢者の交通安全対策の推進 （３）消費者被害の防止対策 <現状と課題> 食品表示の偽装やインターネット取引に関する被害、複雑巧妙化する特殊詐欺など、消費者を取り巻く環境は複雑かつ多様化してきています。このため、相談窓口の強化や消費者教育の推進を図り、安心して消費生活ができる環境をつくることが重要となっています。 大野市消費者相談センターでは、安心して相談できる窓口を目指し、消費者相談アドバイザーや消費生活モニターと連携しながら、相談業務や情報収集に努めています。 <展開する施策> ◆消費者教育の推進 （４）再犯防止の推進 <現状と課題> 安全・安心な暮らしの実現には、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠です。全国的に刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇し続け、約半数に達しています。これは、刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰が困難な状況によるものです。 刑を終えて出所した人やその家族に対しては、根強い偏見や差別があり、本人に更生意欲があっても就職や住宅の確保の面で差別を受けるなど、社会復帰を目指す人にとって厳しい状況にあります。 刑を終えて出所した人が真の社会復帰を実現するためには、本人の強い更生意欲とともに、彼らを再び受け入れ、見守り、支える地域社会を築くことが求められています。 <展開する施策> ◆更生保護に携わる団体の活動支援と関係機関との連携強化 ◆社会を明るくする運動の推進と地域の理解の促進	また、インターネット取引に関する被害や特殊詐欺など、消費者トラブルは複雑かつ多様化しています。このため、相談窓口の強化や消費者教育の推進を図り、安心して消費生活ができる環境をつくることが重要となっています。 <取り組み内容> ◆各世代において、交通安全教育を実施します。 ◆複雑化、多様化する消費者問題について、市民が消費者トラブルに巻き込まれないよう消費者への情報提供や消費者教育を実施します。 （３）再犯防止に対する理解と促進 <現状と課題> 近年、犯罪の検挙者数が減少している一方で再犯者数の割合は増加しているため、再犯を防止することが重要な課題となっており、様々な要因により犯罪等をした人々が地域社会で孤立しないためには、国、地方公共団体、民間事業者が一丸となった支援に取り組むことが求められています。 再犯防止等は、地域住民にとって必ずしも身近ではないため、関心と理解を得にくく、十分に認知されていない現状があるため、再犯防止と犯罪等をした人々を支援するには、行政と地域の関係団体が主体となり、地域住民が現状を把握し、理解を得られるような施策が必要です。 これらのことから、犯罪等をした人々の立ち直りを支援し、円滑に社会の一員として復帰できるよう再犯防止の推進に向けて取組み、多岐にわたる再犯防止施策として、住居、就労、福祉等の社会復帰に必要なサービスの提供や、保護司会などの関係機関や民間団体とも一層の連携強化を図ることで、地域が一緒になって誰もが安心して暮らせる犯罪が起きにくいまちづくりをめざします。	
--	---	--

		<具体的な取り組み> ◆更生保護団体との活動支援を継続するとともに、関係機関との連携強化を進めていきます。 ◆保護司会と連携して社会を明るくする運動の推進と地域の理解促進に努めます。	
--	--	--	--

第五次大野市地域福祉計画（大野市自殺対策計画）の素案

現 行 計 画	新計画素案	備 考
第 1 章 こころの健康を支え、いのちをまもる地域づくり 1 自殺予防に向けた普及啓発の推進 ＜現状と課題＞ 人が自殺に至る理由は単純ではなく、借金や失業など経済的要因や家族間の不和や家族との死別などの家庭問題、仕事の失敗や職場の人間関係などの勤務問題などの要因が、複雑化・複合化し最も深刻化したときに自殺が起きるとされており、「平均して四つの要因が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査結果（自殺実態白書 2013 から）もあります。 借金や失業などの要因によるストレスからうつ病などのこころの病にかかり、自殺以外に問題解決の方法がないと思い込み、さまざまな悩みや問題を一人で抱えるうちに心理的に追い込まれた末の結果自殺に至ることが多く、誰かが手を差し伸べることで防げる可能性があります。 一人で悩まずに相談する意識の醸成を図り、ストレス対策、ストレスに起因するうつ病など、こころの病や自殺対策などについて市民の正しい理解を深めることが重要です。 ＜展開する施策＞ ◆自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせた啓発活動 ◆うつ予防等に対する正しい理解を図るための情報提供と啓発の促進 2 自殺予防のための相談・支援の充実 ＜現状と課題＞ さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であるため、「気づき」のための人材育成を充実し、早期の「気づき」の役割を担う人を増やすことが、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会につながります。 自殺のサインに気づき、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門の相談機関につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」を養成するなど、幅広く自殺対策を支える人材の育成が必要です。 また、自殺予防対策を推進する上で、医療、福祉、教育、労働などのさまざまな分野が連携し包括的な相談支援体制を構築するとともに、専門家や関係者だけでなく、身近な地域で支えとなる地域住民が自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を持ち、悩みや困難を抱える人の本音を聞き出すことができる信頼関係の構築技法などを学び、気がかりな人を早期に見つけ必要な機関へつなぐ、地域のネットワークの強化が重要です。 ＜展開する施策＞ ◆包括的な相談支援体制の構築と地域のネットワークの強化 ◆地域・職域でのゲートキーパーの育成 ◆多重債務やDV対策など専門的な支援機関との連携強化	第 1 章 こころの健康を支え、いのちをまもる地域づくり 1 自殺予防に向けた普及啓発の推進 ＜現状と課題＞ 自殺は、社会情勢を含め様々な要因が複雑に関係し、自殺を選択するしかないほどに追い込まれた末に起こりますが、問題を抱える人の心情や背景は、周囲に理解されにくいことや、相談機関や周囲の人へ相談することに抵抗を感じ、一人で問題を抱えてしまうことが多いと言われています。 しかし、自殺は、個人の問題としてではなく、社会全体の問題として捉え、対応していかなければなりません。そのため、市民一人ひとりに自殺予防に関する理解を促し、知識を深めていただくとともに、問題を抱える人に対しては、支援を求めることの大切さを理解してもらう必要があります。 また、ストレス対策、ストレスに起因するうつ病など、こころの病などについて市民の正しい理解を深めることも重要です。 ＜取り組み内容＞ ◆自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせた啓発活動に努めます。 ◆こころの病に対する正しい理解を図るための情報提供と啓発の促進に努めます。 2 自殺予防のための相談・支援の充実 ＜現状と課題＞ 自殺予防のためには、自殺に追い込まれる背景となっている様々な要因を解決することが重要ですが、その背景は複雑に関係し、多岐に渡ります。複合的な課題に対応するため、様々な分野で支援を行う関係機関とのネットワークづくりが重要です。 アンケート結果では、「自殺をなくすためにはどんな取組が有効だと思うか」の質問に対し、「様々な悩みに対応した相談窓口」が 5 0 %、「生活困窮に対する相談、支援」が 3 9 %、「高齢者や障がいのある人、病気の人や介護者に対する相談、支援」が 3 8 %と、相談、支援の割合が高くなっており、問題を抱える人が、適切な相談場所につながり、問題解決に向けた取組を行うことができるよう各種相談・支援の充実を図る必要があります。 また、自殺を考えている人は、悩みを抱え込みながらも何らかのサインを発していることが少なくないとされています。それらの悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぐことができるゲートキーパーの役割を担う人材を養成することが重要です。 ＜取り組み内容＞ ◆関係機関の連携強化や、無料ストレス相談の継続的な実施により、包括的な相談支援体制を充実させます。 ◆地域のみならず、職域におけるゲートキーパー研修の実施に努めます。	

3世代の特性に応じた施策の推進 <現状と課題> 子どもや若者は、進学や就職、結婚、出産、育児など、ライフスタイルの大きな変化を経験する年代です。 児童・生徒が、社会において直面するさまざまな困難やストレスへの対処方法を身につけ、問題を一人で抱え込まず他者に支援を求めることができるなど適切な対応ができるよう、学校での保健体育や道徳、総合学習などの機会を通じて指導することが必要です。 また、子どもや青少年、保護者を対象に、学校や進路、友達や人間関係、教育や家庭、子育てに関する不安や悩み、産後うつなど、ライフステージに合わせた相談支援体制の充実を図る必要があります。 働く世代では、職場の人間関係や長時間労働、転勤や異動といった職場環境の変化や、勤務上の問題をきっかけに退職や失業に至り、生活困窮や多重債務といった問題が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるケースは少なくありません。 勤務や経営上の悩みを抱えた人が、適切な相談先や支援先につながるができる相談体制の強化や相談窓口の周知、職場におけるメンタルヘルス対策の推進が重要となっています。 高齢者は、生きがいや役割の喪失、介護や生活困窮などの問題を抱え込んだり、家族との死別や離別などにより、社会的な孤立や孤独に陥ったり、閉じこもりや抑うつ状態になりやすいことから、周囲の人たちによる問題の把握が遅れ、その間に自殺のリスクが高まる恐れがあります。 高齢者の自殺を防止するためには、高齢者一人一人が健康で生きがいや役割を持ちながら生活できるよう、生きがい活動や社会参加への支援、地域での支え合いや相談体制の充実などが必要です。 また、家族や介護従事者などの支援者には、さまざまな相談・支援機関に関する情報の周知を図り、介護にかかる負担の軽減を図るとともに、早期発見・支援へとつなぐなどの対策が大切になっています。 <展開する施策> ◆児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ◆ひきこもりの長期化防止のための支援、居場所づくり ◆職場でのメンタルヘルス対策の推進 ◆高齢者の生きがいとこころの健康づくり ◆介護者への支援の充実	3世代の特性に応じた施策の推進 <現状と課題> 子どもや若者は、進学や就職、結婚、出産、育児など、ライフスタイルの大きな変化を経験する年代です。 児童・生徒が、社会において直面するさまざまな困難やストレスへの対処方法を身につけ、問題を一人で抱え込まず他者に支援を求めることができるなど適切な対応ができるよう、学校での保健体育や道徳、総合学習などの機会を通じて指導することが必要です。 また、子どもや青少年、保護者を対象に、学校や進路、友達や人間関係、教育や家庭、子育てに関する不安や悩み、産後うつなど、ライフステージに合わせた相談支援体制の充実を図る必要があります。 働く世代では、職場の人間関係や長時間労働、転勤や異動といった職場環境の変化や、勤務上の問題をきっかけに退職や失業に至り、生活困窮や多重債務といった問題が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるケースは少なくないため、適切な相談先や支援先につながるができる相談体制の強化や相談窓口の周知、職場におけるメンタルヘルス対策の推進が重要となっています。 高齢者は、生きがいや役割の喪失、介護や生活困窮などの問題を抱え込んだり、家族との死別や離別などにより、社会的な孤立や孤独に陥ったり、閉じこもりや抑うつ状態になりやすいことから、一人一人が健康で生きがいや役割を持ちながら生活できるよう、生きがい活動や社会参加への支援、地域での支え合いや相談体制の充実などが必要です。 また、家族や介護従事者などの支援者には、さまざまな相談・支援機関に関する情報の周知を図り、介護にかかる負担の軽減を図るとともに、早期発見・支援へとつなぐなどの対策が大切になっています。 <展開する施策> ◆全小中学校での年齢に合わせた指導を継続し、様々な状況や発信方法を身につけられるようにします。 ◆企業におけるメンタルヘルス対策の実施や、相談窓口の設置などを推進します。 ◆高齢者の生きがいづくりや地域でのつながりづくりのため、通いの場の充実や見守り活動等を行っていきます。 ◆認知症高齢者の家族や今後増える可能性のあるヤングケアラーを含む家族介護者の負担軽減のための支援を行うとともに、早期に相談につながるよう、普及啓発に努めます。	
--	---	--

第五次大野市地域福祉計画（大野市成年後見制度利用促進計画）の素案

現 行 計 画	新計画素案	備 考
	基本目標 住み慣れた地域で、自分らしい生活を守るための体制づくり 1 権利擁護に関する意識啓発・理解の促進 <現状と課題> アンケートの結果では、制度について名前も内容も知っている市民が 38%であることや、制度の相談窓口についても、59%が知らないと答えるなど、制度の内容に関する十分な周知ができていないことなどから、制度の周知不足が課題として考えられます。 今後も、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれ、これに伴い、制度を必要とする方の増加も見込まれますが、制度の周知・啓発が十分に行われていないことで、制度の利用を希望する方が必要なタイミングで、制度利用の選択肢を選ぶことができない可能性が高くなってしまいます。 地域全体に制度の周知啓発の拡充を図ることにより、地域で信頼され、かつ安心して利用され、地域全体で支え合う制度として適正に運用されるよう、制度の理解促進に取り組む必要があります。 <取り組み内容> ◆広報紙、ホームページ、パンフレット等に制度に関する情報を掲載し、市民に対して周知を行います。 ◆関係団体や関係機関と連携し、市民に対する制度や相談体制等の周知と啓発を推進します。 2 成年後見制度等の利用の促進 <現状と課題> 成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を擁護し、その人の希望する生活や財産管理を支援するための制度です。また、日常生活自立支援事業では、ある程度判断能力はあるが、契約や金銭の管理などに不安を抱える人を対象に、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理などを支援しています。 アンケートの結果では、成年後見制度を利用したいと答えた市民は 27%と、制度の利用を希望しない割合が高く、制度の理解不足が課題となっています。また、「成年後見制度を利用したくない、自分には必要ない」「わからない」と答えた理由としては、「制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい」が 60%と高く、身近な人に任せたいという人が多いことが伺えます。 今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、「親亡き後」の障がい者等の増加することにより、親族だけには任せられず、成年後見制度等による支援が必要になっていく人が増えて	

	くると考えられます。高齢や障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を続けていくことができるよう、成年後見制度の利用促進が重要となります。 < 取り組み内容 > ◆成年後見制度の相談窓口の周知を行い、円滑な制度利用を促進します。 ◆成年後見人が不足しないよう、新たな担い手の確保に向けた取り組みの推進に努めます。 ◆日常生活自立支援事業の利用者が判断能力の低下による成年後見制度への移行がスムーズに行えるよう、関係機関と連携します。 3 利用促進に向けた環境整備 成年後見制度等の支援が必要な人を適切に福祉サービス等につなげていくためには、市民、行政、社会福祉協議会、関係団体や関係機関とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した一体的な連携・協力体制を築くことが重要です。 大野市社会福祉協議会では、金銭管理をはじめとした生活全般の支援を行う日常生活自立支援事業を実施していますが、平成31年4月に生活あんしんセンター「結はあと」を設置し、成年後見制度の啓発や広報、相談業務、法人後見事業などを実施しています。また、令和4年4月には、成年後見制度の利用促進に中心的な役割を担う「中核機関」の業務を「結はあと」に整備しています。 支援が必要な方の早期発見や早期支援、早期の段階からの相談対応体制の整備、意思決定支援や身上保護を重視した支援体制を確かなものとするため、関係者による連絡会や会議を開催する等、既存の連携体制をさらに強化したネットワークの構築に取り組みます。 < 取り組み内容 > ◆市民、行政、社会福祉協議会、関係団体等が連携・協力し、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげる体制をつくります。 ◆成年後見制度等の更なる利用促進に向け、中核機関の更なる機能強化を図ります。	
--	--	--